

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約監視委員会設置規程の 制定について

1 制定の趣旨

業務方法書第 17 条第 1 号に基づき、契約監視委員会の設置について必要な事項を定める。

2 主な規程の概要

- (1) 委員会は地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員規程第 3 条第 3 項に基づき内部統制に関する職務を担う理事、監事及び外部有識者で構成し、委員は理事長が指名する。(第 2 条関係)
- (2) 委員会は原則として毎年度 1 回開催する。ただし、理事長の要請があった場合又は委員長が必要と認めた場合は、随時に開催することができる。(第 3 条関係)
- (3) 経理責任者は前年度に締結した規程に定める事項（工事又は製造の請負（建物等の修繕を含む。）等）に該当する契約について、委員長に報告する。
また、委員長は個別に監視する契約を抽出し、その入札及び契約手続きについて委員会において検証する。(第 4 条～第 5 条関係)
- (4) 委員会は、検証した入札及び契約手続きに関し、理事長に対し意見の具申又は勧告を行う。(第 6 条関係)

3 規程

別添資料のとおり

4 施行年月日

平成 31 年 4 月 1 日

(参考)

業務方法書 抜粋

(入札・契約に関する事項)

第 17 条 県立病院機構は、次の各号に掲げる事項を定めた入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約監視委員会設置規程

（趣旨）

第 1 条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構業務方法書第 17 条に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）の入札及び契約の適正を期するため、契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 委員会は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員規程第 3 条第 3 項に基づき内部統制に関する職務を担う理事、監事及び外部有識者で構成する。

2 委員は、理事長が指名する。

3 委員長は、委員の互選により選出する。

4 委員の任期は、理事長が指名した日から指名の日の属する年度を含む 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任任期とする。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（開催及び議決）

第 3 条 委員会は、委員長が招集し、その議事を掌理する。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があり、委員会が開催できない場合には、委員への書類の回議をもって、委員会に代えることができる。

3 委員会は、原則として毎年度 1 回開催する。ただし、理事長の要請があった場合又は委員長が必要と認めた場合は、随時に開催することができる。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、委員は自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることはできない。

5 委員会の議事概要については、委員会の終了後速やかに作成する。

（報告）

第 4 条 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程第 7 条に規定する経理責任者は、委員会開催日の属する年度の前年度に締結した次の各号に掲げる契約について、当該各号に定める様式により、委員長が定める日までに委員長に報告しなければならない。

(1) 工事又は製造の請負（建物等の修繕を含む。）

契約金額が一件あたり 250 万円を超えるものについて、入札及び契約事務手続の運用

状況等報告書（様式1）

(2) 財産の買入れ

契約金額が一件あたり 160 万円を超えるものについて、入札及び契約事務手続の運用状況等報告書（様式2）

(3) 物件の借入れ

契約金額が一件あたり 80 万円を超えるものについて、入札及び契約事務手続の運用状況等報告書（様式3）

(4) 一般委託

契約金額が一件あたり 100 万円を超えるものについて、入札及び契約事務手続の運用状況等報告書（様式4）

2 経理責任者は、次条に規定する個別に監視する契約について、個別調書（様式5）に関係書類を添えて、委員長が定める日までに委員長に提出しなければならない。この場合、関係書類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般競争入札及び指名競争入札

- ア 入札公告兼入札説明書の写し
- イ 仕様書の写し
- ウ 入札調書の写し

(2) 随意契約

地方独立行政法人神奈川県立病院機構機種等選定会議要綱第7条に規定する提出書類の写し

（監視事項）

第5条 委員長は、前条第1項の報告により、個別に監視する契約を抽出する。

2 委員会は、法人が行った入札及び契約手続に関し、次の事項について検証を行う。

- (1) 入札及び契約手続の件数、契約金額及び入札方法に関する報告
- (2) 入札参加資格の設定の理由及び経緯
- (3) 指名競争入札における指名理由及び経緯
- (4) 随意契約の理由及び経緯
- (5) その他、委員長が検証を要すると認めた事項

（意見の具申又は勧告）

第6条 委員会は、前条第2項より監視した入札及び契約手続に関し、不適切又は改善すべき事項があると認めたときは、必要な範囲で、理事長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、この規程による業務により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、内部統制・コンプライアンス室において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運用に関する事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

個別調書

担当所属			
件名			
発注方式	一般競争入札 ・ 指名競争入札 ・ 随意契約		
発注概要			
【一般・指名競争入札】 主な要件	登録業種		
	等級		
	地域要件		
	その他要件		
【一般競争入札】 入札参加資格確認申請者数 (資格確認者数)	()	【指名競争入札】 指名業者数 (入札業者数)	()
【指名競争入札】 指名理由			
【随意契約】 契約理由			
予定価格	円 (内消費税相当額 円)		
契約価格	円 (内消費税相当額 円)		
契約業者名			
契約期間等	年 月 日 ～ 年 月 日		